地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	()
目標年度	令和17年度
市町村名 (市町村コード)	神戸市 (28100)
地域名 (地域内農業集落名)	櫨谷地区 (寺谷集落)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域) 56.8 ha				
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	56.8 ha			
② 田の面積	45.8 ha			
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	11.0 ha			
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	6.6 ha			
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	27.2 ha			
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha			
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha			
(備考)				

- 注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。
 - 2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。
 - 3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。
 - 4: ⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、 備考欄にその旨記載してください。
 - 5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。
 - 6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

- Ⅰ・現在、寺谷地区では、主食用水稲と飼料米およびもち米のほか、ブロッコリーやしいたけ等の野菜栽培などの近郊 農業が行われている。また、豚や牛の畜産や乳牛といった酪農も行われている。営農組合や担い手が農地を管理し ているものの、利便性の悪い農地については後継者が不在である農地も多く、新たな農地の受け手を確保する等の 必要がある。
- ・採算性や労働時間からも考えると、後継ぎが今後農業の担い手となる可能性は低い。
- ・高齢化により急勾配な法面の草刈り作業が困難である。また、草刈り作業の回数に対して、人手が不足しており、農 作業ができない。
- ・農地面積が小さく形もいびつなことや地形上で水不足になりやすい状況である。このことから、作業効率も悪い上に インフラが不安定なため農地の借り手がいない。
- 新しい農業機械を購入することや既存機械の修理が難しい。機械が壊れると農業を続けることが困難である。
- ・イノシシが電柵を壊して耕作地を荒らしたり、アライグマの被害が多くなってきている。しかし、設置している罠の数に も限りがあるため対策が後手になってしまっている。また、ジャンボタニシも増えてきた。
- ・乳牛や牛や豚といった酪農と畜産が地区内にあるが、飼料を寺谷地区で賄うことは難しい。
- ・燃料や肥料などの資材費が高騰している。
- (3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)
 - ・水稲を主要作物としつつ、飼料米などの生産拡大を実験的に行い、農業を担う者と酪農家や畜産家等を含めて耕蓄 連携を推進していく。
 - 特産品である野菜を加工した食品やイノシシ肉を使ったカレーなどを直売所で販売したり、飼料米の加工ができる加 工場誘致を近隣集落と連携しながらすすめていくことを検討する。
 - ・里山といった資源を活用した作物(タケノコなど)の栽培や収穫も検討する。
 - ・農家の高齢化と人口減少により、少ない資源を最大限活用できるようにドローン等による農業機械のIT化を取り入 れ、スマート農業を段階的に検討する。
 - ・イノシシなどの鳥獣被害対策をすすめる。

2	農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標
	(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針 ・目標地図を活用し、「農業を担う者」がいる農地、いない農地を集落として俯瞰的に把握・共有する。 ・「農業を担う者」のいない農地について、今後、誰がどのように耕作・管理していくのかを協議し、「農業を担う者」の いる農地については、必要に応じて農地の集約化を検討する。
	(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標
	現状の集積率 3.5 % 将来の目標とする集積率 30 %
	(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標
	・目標地図に示した範囲を集積していくことにより、団地面積を拡大していく。
3	農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置
	(1)農用地の集積、集団化の取組
	・耕作できなくなった農地など段階的に集約化していき、農地の団地化や面積の拡大を図りつつ、新規就農者や企業 の農業への参入をすすめていく。
	(2)農地中間管理機構の活用方法
	・必要に応じて検討する。
	(3)基盤整備事業への取組
	・ほ場整備や耕地整理などを行い農地の大区画化を計画すると同時にパイプラインなどの整備を検討する。 ・農業・畑・畜産・酪農などといったゾーニング計画を検討する。
	(4)多様な経営体の確保・育成の取組
	 ・地区外から新規就農者を受け入れるため地域で就農の窓口を拡げ、移住定住をするまでの取り組みを空き家バンクなどを活用しながらすすめていく。 ・機械などの共同購入や作業の受託などを促進しながら、担い手の事業の持続拡大を支援する。 ・次世代の農業の担い手のため池の保全を確実に行う。 ・農業を含めた地域全体の発展に向けた営農組合の活性化を図るため、法人化や他組織との合併を検討する。
	(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
	・農地を集約し農作業の外部委託などを検討する。
	以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)
	□ (1) 島獣被害防止対策 □ (2) 有機・減農薬・減肥料 □ (3)スマート農業 □ (4) 畑地化・輸出等 □ (5) 果樹等
	□ ⑥燃料·資源作物等 □ ⑦保全·管理等 □ ⑧農業用施設 □ ⑨耕畜連携等 □ ⑩その他
	【選択した上記の取組内容】 ・多面的活動を通じて、水路、ため池の保全や遊休農地の有効活用を地域で一体的に取り組む。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

		日保地図に四直的の名)			10年後						
属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			(目標年度:令和 17 年度)						
		経営作目等	経営面積	責	作業受託 面積	経営作目等	経営面積	責	作業受託 面積	目標地図 上の表示	備考
利用者		水稲	10.1	а	а	水稲	10.1	а	а	1	
利用者		水稲、野菜	87.9	а	а	水稲、野菜	87.9	а	а	2	
利用者		水稲、野菜、 花	174.3	а	а	水稲、野菜、 花	174.3	а	а	3	
利用者		水稲、野菜	72.1	а	а	水稲、野菜	72.1	а	а	4	
利用者		水稲、野菜	225.6	а	а	水稲、野菜	225.6	а	а	5	
利用者		水稲、野菜、 花、飼料作物	55.3	а	а	水稲、野菜、 花、飼料作物	55.3	а	а	6	
認農		水稲、野菜、 飼料作物	80.8	а	а	水稲、野菜、 飼料作物	80.8	а	а	7	
認農		水稲、野菜、 飼料作物	90.5	а	а	水稲、野菜、 飼料作物	90.5	а	а	8	
利用者		野菜	9.3	а	а	野菜	9.3	а	а	9	
利用者		飼料作物	89.8	а	а	飼料作物	89.8	а	а	10	
利用者		水稲、野菜、 飼料作物	80.4	а	а	水稲、野菜、 飼料作物	80.4	а	а	11	
利用者		水稲、野菜、 果樹	78.1	а	а	水稲、野菜、 果樹	78.1	а	а	12	
利用者			173.7	а	а		173.7	а	а	13	
利用者		水稲、野菜	96.2	а	а	水稲、野菜	96.2	а	а	14	
利用者		水稲	206.3	а	а	水稲	206.3	а	а	15	
利用者		水稲	88.5	а	а	水稲	88.5	а	а	16	
利用者		水稲、野菜	121.5	а		水稲、野菜	121.5	а	а	17	
利用者		水稲、野菜、 飼料作物	261.8	а	а	水稲、野菜、 飼料作物	261.8	а	а	18	
利用者		水稲、野菜	56.9	а	а	水稲、野菜	56.9	а	а	19	
利用者		水稲、飼料作 物	163.6	а	а	水稲、飼料作	163.6	а	а	20	
利用者		水稲、野菜	128.2	а	а	水稲、野菜	128.2	а	а	21	
利用者		水稲、果樹	59.5	а	а	水稲、果樹	59.5	а	а	22	
利用者		水稲、野菜、 飼料作物	254.1	а	а	水稲、野菜、 飼料作物	254.1	а	а	23	
利用者			26.5	а	а		26.5	а	а	24	
認農		水稲、飼料作 物	27.5	а	а	水稲、飼料作 物	27.5	а	а	25	
計	?炸,棚,~,, =3,产, 曲, 4		2718.4	а	а		2718.4	а	а		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する 集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は 「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

^{2:「}経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

^{3:}農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

^{4:}作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、 経営面積に含めてください。

^{5:} 備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名·名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)	うち計画同意者数(人・%)
-------------	---------------

- 注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。
- 注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。
- 注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。